

愛媛県立川之江高等学校

いじめ防止基本方針

平成26年4月

(改定 平成30年2月1日)

愛媛県立川之江高等学校教育方針

自らの生き方を問い、他との共生を通して心豊かな人間性の涵養に努め、目的意識を持ち、社会に貢献できる人材を育成する。

愛媛県立川之江高等学校教育目標

指導目標

- ア 「態度教育」を重視し、基本的な生活習慣を身に付けた目的意識を持った人材を育てる。
- イ 正しい判断力とともに、“思いやり”と“共に生きる力”を身に付けさせ、自らを律する態度を育てる。
- ウ 生徒と教員の信頼関係を築くことで、生徒一人一人の可能性を引き出し、その能力を最大限に発揮させる。
- エ 自主学習の習慣化により学力の充実を図り、生徒の目標に沿った進路実現ができる環境を整える。
- オ 学校行事・特別活動の活性化を図り、健全な心身と社会性を育てる。

本年度の重点努力目標

確かな学力の定着・向上と豊かな人間性の育成

①チャレンジ精神 ②誇りある立ち居振舞い ③素直な気持ち

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、言葉によるものや仲間はずれなど何らかの行為によるもの、身体的な暴力等があり、また、学校でのものの他、塾やスポーツクラブでのものや情報機器を介し場所を問わないものなどがあり、学校だけでは対応が困難な場合もある。更に、適切な対応により解決したかに見えても、いじめには「見えにくくなる」「再発する」という傾向もある。

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成を阻害するばかりでなく、生命や身体に重大な危機を生じさせる恐れがある。いじめを原因として自分自身を否定し、不登校や生命を絶とうとする行為に及ぶなど、深く傷つき、悩んでいる生徒がいるのだ。いじめられた生徒の立場に立ったいじめ問題への対応は、学校として焦眉の急を要する大きな課題である。

そこで、生徒たちが意欲を持って充実した高校生活を送れるよう、開かれた学校として家庭や地域と連携をとりつつ、いじめ防止のために日常の指導体制を定め、未然防止を図りながら、早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切に且つ速やかに解決するため、「愛媛県いじめの防止等

のための基本的な方針(改定)」に基づき「学校いじめ防止基本方針(改定)」(いじめ防止全体計画)を定める。

2 いじめとは

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ・「いじめはいじめる側が悪い」
- ・「いじめていい理由など絶対はない」
- ・「いじめは子どもの成長に全く必要でない」
- ・「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」
- ・「いじめの未然防止・いじめへの対応は、学校・全教職員の重要課題」
- ・「いじめに対してはチームで対応する」
- ・「いじめは被害者の立場で考え、命に関わる問題ととらえる」
- ・「暴力を伴ういじめはもちろん、そうでないものも生命又は身体への重大な危険を生じさせることにもなる」

(3) いじめの構造と動機

① いじめの構造

いじめは「いじめられる生徒」「いじめる生徒」だけでなく、「観衆(いじめをおもしろがったりはやし立てたりする生徒)」、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」など周囲の生徒がいる場合が多い。周囲の生徒の存在は、傍観者が「告発者」「仲裁者」になるなど抑止作用となることもあれば、観衆がいじめをあおりたてたり、周囲の協力が無い告発者や仲裁者が新たないじめの標的になったり不登校になったりするなど、促進作用となることもある。また、過去にいじめられた経験のある生徒がいじめる生徒になったり、その逆になったり、という事例もある。更に近年では「いじめに参加しない者は裏切り者」という雰囲気から、観衆や傍観者が加害者側に取り込まれる現象や、いじめられているのにいじめる生徒から離れられないといった現象も見られる。

一方、生徒ではなく、生徒集団という視点から検討してみると、生徒の属する集団が無秩序性や閉塞性といった構造上の問題を抱えていることもある。

そうした中、人権尊重の学級・学校作りはもちろん、教職員同士の情報交換、生徒・家庭との信頼関係の構築等、どんな小さな情報にも気付くことのできる体制作りが大切である。

② いじめの動機

いじめの動機には、以下のものなどが考えられる（東京都立研究所からの要約引用）

- ・嫉妬心（相手をねたみ引きずり下ろそうとする）
- ・支配欲（相手を思いどおりに支配しようとする）

- ・愉快犯（遊び感覚で愉快的な気持ちを味わおうとする）
- ・同調性（強いものに追従する、数の多い側に入っていたい）
- ・嫌悪感（感覚的に相手を遠ざけたい）
- ・反発・報復（相手の言動に対し反発・報復したい）
- ・欲求不満（いらいらを晴らしたい）

（４）いじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のものなどが考えられる。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察への相談や通報が必要なものも含まれる。これらについては教育的な配慮や被害者の意向を考慮して早期に警察に相談・通報の上、警察との連携した対応を取ることが必要となる。

3 いじめ防止の指導体制・組織的対応

（１）日常の指導体制

いじめを未然に防止し、早期に発見するための日常の指導体制を以下の通りとする。

別紙１ *いじめ・不登校防止委員会の設置

（２）緊急時の組織的対応

いじめを認知した場合のいじめの解決に向けた組織的な取組を以下の通りとする。なお、いじめ・不登校対策委員会は教職員、校外委員により構成されるが、場合により外部専門家等の参加を請うものとする。

別紙２ *いじめ・不登校対策委員会の設置

4 いじめの防止

いじめの問題への最も大切な対応は、いじめを起こさせないための予防的取組である。学校の教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、自尊感情や規範意識を高め、豊かな人間性や社会性、主体性を育てることが重要である。そのためには、以下を特に重視しなければならない。

（１）学業指導の充実

- ・規範意識、帰属意識を互いに高める集団づくり
- ・コミュニケーション能力を育み、自信を持たせ、一人一人に配慮した授業づくり
- ・目標を持ち、努力することの大切さが実感できる評価
- (2) 特別活動、道徳教育の充実
 - ・ホームルーム活動における望ましい人間関係づくりの活動
 - ・「好悪」より「正邪」を考える価値観の育成
 - ・ボランティア活動の充実
- (3) 教育相談の充実
 - ・面談の定期的実施（4月・9月・1月）
 - ・教職員研修の拡充
- (4) 人権教育の充実
 - ・人権を尊重する環境づくり
 - ・体験的学習による実践力の育成
 - ・生徒主体によるいじめ防止活動
- (5) 情報教育の充実
 - ・教科「情報」におけるモラル教育の充実
- (6) 保護者・地域との連携
 - ・いじめ防止対策推進法、学校いじめ防止基本方針等の周知
 - ・PTAや社会教育団体、医療機関等関係機関との協議会の開催
 - ・公開授業等学校公開の実施
 - ・PTA活動等を通じた保護者ネットワークの構築

5 いじめの早期発見

いじめ問題を解決するために最も重要なポイントは、早期発見・早期対応である。大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするものが「いじめ」であると認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。いじめの早期発見のため、学校は定期的なアンケート調査や教育相談窓口の周知などにより、生徒がいじめを訴えやすい体制や相談しやすい環境を整えとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることが必要である。特に、なんらかの障害のある生徒については、普段から教職員間の連携を密にし、家庭との連絡ノートなどを活用するなどの工夫が欠かせない。

(1) いじめの発見

いじめ行為を直接発見した場合は、その行為をすぐ止めさせるとともに、いじめられている生徒や通報した生徒の安全を確保する。「緊急時の組織的対応」により速やかに報告し、事実確認をする。

(2) いじめられている生徒・いじめている生徒のサイン

別紙 3

(3) 教室・家庭でのサイン

別紙 4

- (4) 相談体制の整備
 - ・相談窓口の設置・周知
 - ・面談の定期的実施（4月・9月・1月）
- (5) 定期的調査の実施
 - ・回収方法を考慮した上でのアンケート実施（7月・12月）
- (6) 情報の共有
 - ・報告経路の明示・報告の徹底
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・要配慮生徒の実態把握
 - ・進級時の引継ぎ

6 いじめへの対応

特定の教職員で抱え込まず、組織的に対応することが肝要である。教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、取り組む必要がある。

(1) 生徒への対応

①いじめられている生徒への対応

いじめがあることが確認された場合、まず、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保しなければならない。そして、いじめられている生徒の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという「いじめられている生徒の立場」で継続的に支援することが重要である。

- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアをする。
- ・今後の対応について、ともに考える。
- ・活動の場等を設定し、認め、励ます。
- ・温かい人間関係をつくる。

②いじめている生徒への対応

事情を確認した上で、加害生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられている生徒の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方を考えさせる。
- ・必要がある場合は懲戒を加える。

(2) 関係集団への対応

被害・加害生徒だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめ問題を解決する力を育成することが大切である。また、いじめを止めたかったが勇気がなかったりして止められなかった生徒の無力感の払拭に注意を払うことも今後のため重要である。

- ・自分の問題として捉えさせる。

- ・勇気がなくて止められなかった生徒の気持ちを認め、自己肯定感が持てるようにし、正義感の芽を育む。
- ・望ましい人間関係づくりに努める。
- ・自尊感情が味わえる集団づくり、人権尊重の雰囲気づくりに努める。

(3) 保護者への対応

① いじめられている生徒の保護者に対して

複数の教員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。

- ・じっくりと話を聞く。
- ・生徒・保護者の受けた苦痛に対し、本気で精一杯の理解を示す。
- ・今後のケアについて学校への協力を求める。

② いじめている生徒の保護者への対応

事実を把握したら速やかに面談し丁寧に説明する。

- ・本人の行動が変わるよう教員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・生徒や保護者の心情に配慮しつつ、本人と他の人との関わりについて考えていく。
- ・今後何か気付いたことがあれば報告してもらう。

③ 保護者同士が対立する場合等

教員が間に入って関係調整が必要となる場合がある。

- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信感等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応することが有効な手段となることもある。
- ・県教育委員会や関係機関と連携して解決を目指す。

(4) 関係機関との連携

いじめは学校だけでの解決が困難な場合もある。情報の交換だけでなく、一体的な対応をすることが重要である。

① 県教育委員会との連携

- ・関係生徒への支援・指導、保護者への対応方法について連携する。
- ・関係機関との調整を依頼する。

② 警察との連携

- ・心身や財産に重大な被害が疑われる場合、また、犯罪等の違法行為がある場合は連携する。

③ 児童相談所等福祉機関との連携

- ・家庭の養育に関する指導・助言の面で連携する。
- ・家庭での生徒の生活や環境の状況把握について連絡を取り合う。

④ 医療機関との連携

- ・精神保健について相談を行う。
- ・精神症状についての治療、指導・助言について連携する。

⑤ 県教育センターとの連携

- ・カウンセリングなどについて連携する。

⑥ スクールライフアドバイザー

- ・今後の学校生活のあり方について連携する。

7 ネットいじめへの対応

(1) ネットいじめとは

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して、文字や画像を使い、特定の生徒の悪口や誹謗中傷等をインターネット上の Web サイトの掲示板に書き込んだりメールを送ったりする方法によりいじめを行うものが、ネットいじめであり、犯罪行為である。本人の気づかないところでいじめが進行することもあり、「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除など、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては警察等の専門的な関係機関との連携して対応していくことが必要である。

(2) ネットいじめの予防

学校での情報モラル指導だけでは限界があり、家庭での指導が不可欠であることから、保護者と緊密に連携・協力し、双方で指導を行う。

①保護者への啓発

- ・フィルタリングだけでなく、家庭において子どもたちを危険からまもるためのルールづくりを行うこと
- ・保護者の見守り (トラブルに巻き込まれた子どもが見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校に相談する)

②情報教育の充実

- ・教科「情報」における情報モラル教育の充実
- ・情報モラルに関する講演会や教職員の研修

(3) ネットいじめへの対処

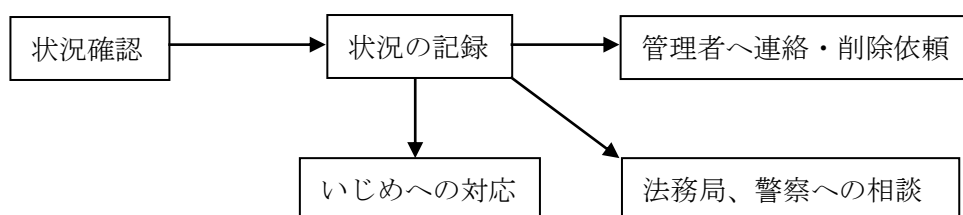
ネット上のいじめへの対応についても、

① ネットいじめの把握

- ・被害者や保護者からの訴え
- ・閲覧者からの情報
- ・ネットパトロール

②不当な書き込みや画像への対処

被害の拡大を防ぐために、専門機関等に相談し、書き込み等の削除を迅速に行う必要がある。また情報機器の進歩により新たないじめが発生する可能性があるため、常に新しい問題に関心を払う必要がある。



8 重大事態への対応

(1) 重大事態とはたとえば以下の場合が想定される。

①生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある。

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合

②生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている。

- ・年間の欠席が30日程度以上の場合

なお、連続した欠席の場合は状況により判断し、調査に着手する。

(2) 重大事態時の報告・調査・協力

学校が重大事態と判断した場合、県教育委員会に報告する。学校主体の調査では十分な結果が得られないと判断された場合等には、県教育委員会が調査を実施する。学校は県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

学校が主体となって調査を行う場合は、県教育委員会の指導を仰ぎつつ「いじめ不登校等対策委員会」を母体として、専門家を加えるなどの方法で実施する。その際、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者は、調査から除くなど、公平性・中立性確保に努める。

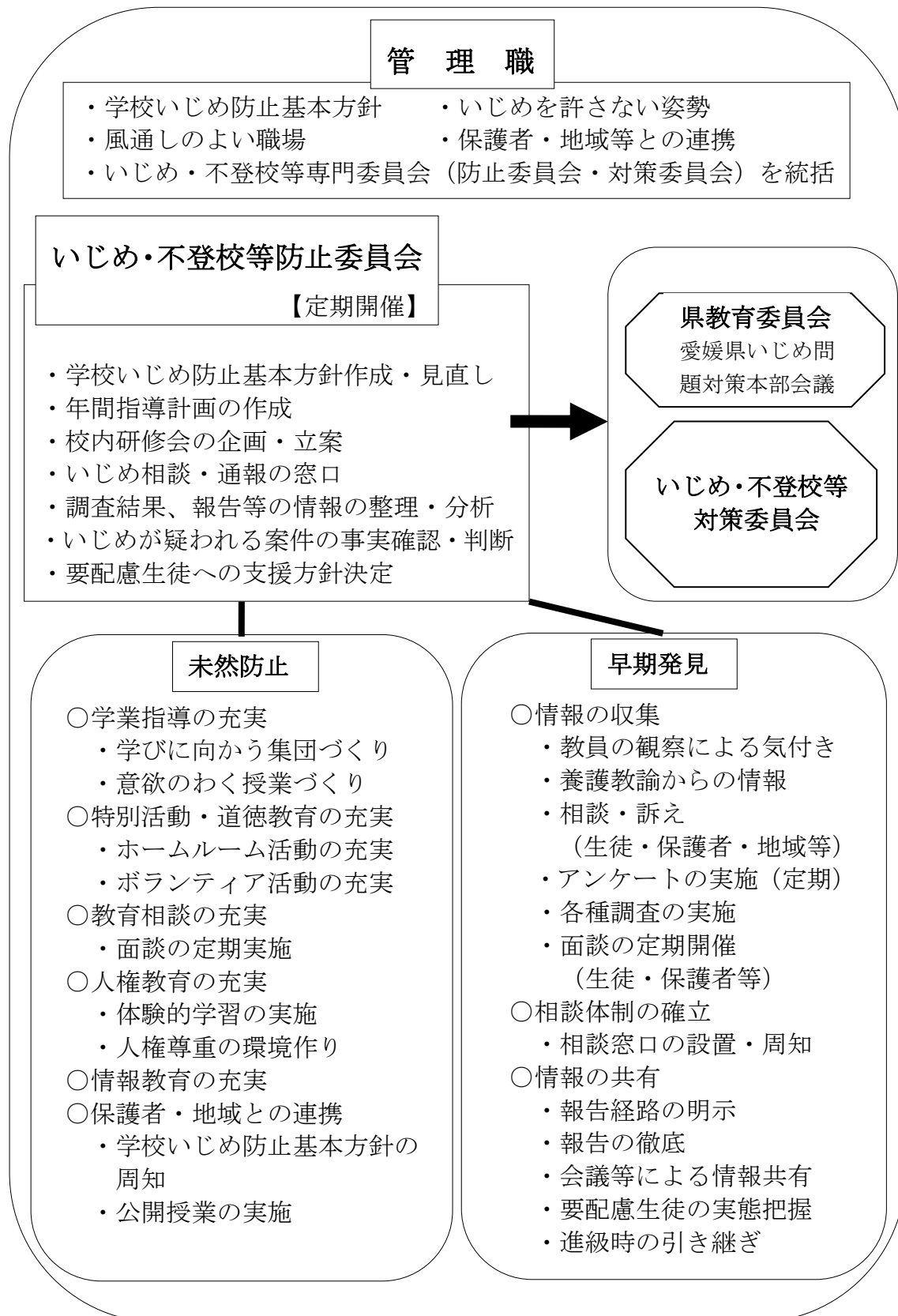
調査することによって、いじめ行為がいつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする必要がある。因果関係の特定を急ぐべきでなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべきである。事実に向き合い、当該事項への対処や同種の事態の発生の防止を図るため、事実にしっかり向き合い、専門家からの調査結果を重視し、主体的に再発防止に努力しなければならない。

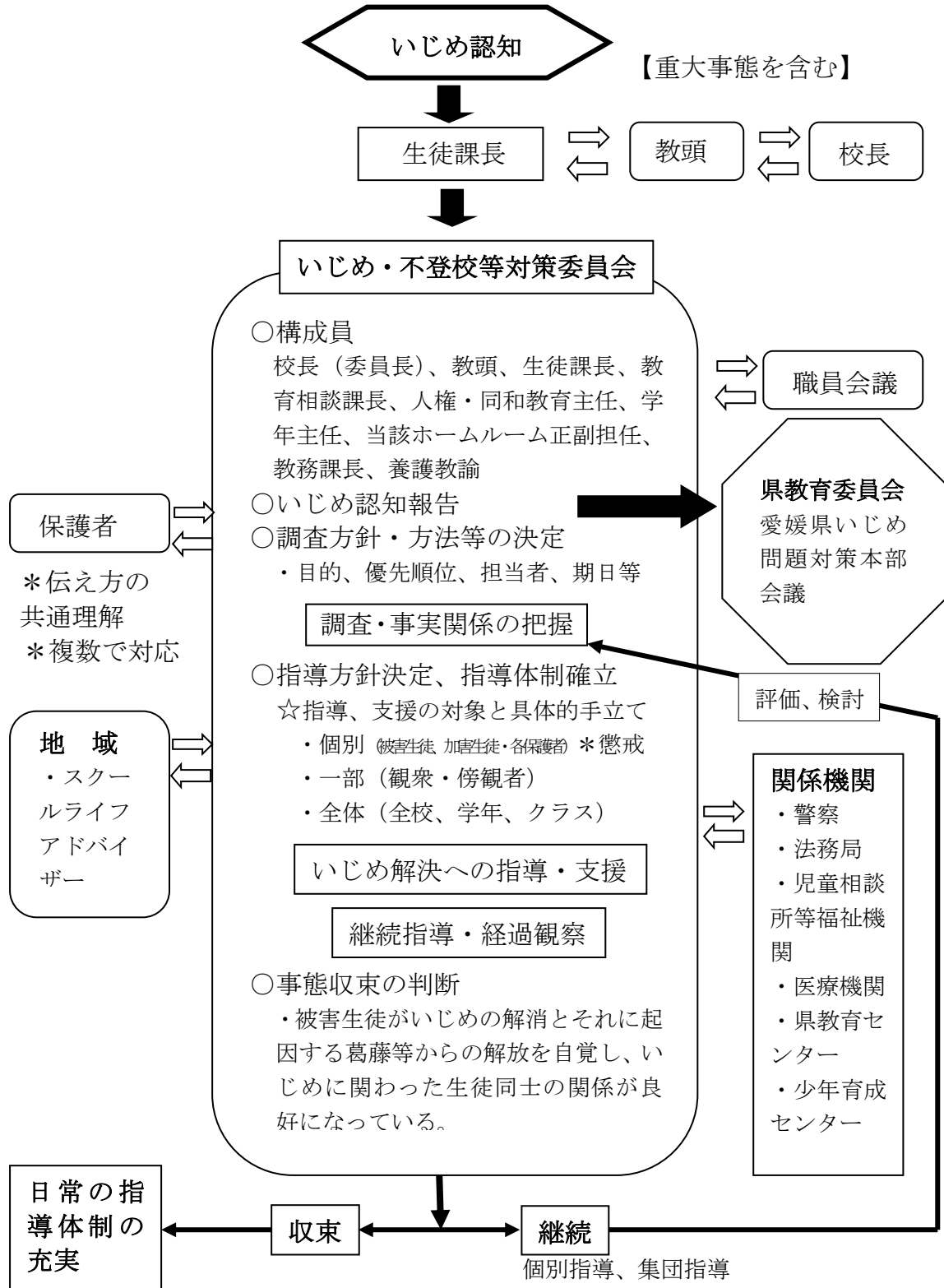
(3) いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対する情報提供

いじめを受けた児童生徒およびその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から、どのようになされ、学校がどう対応したか)について、適時・適切な方法で情報を提供する責任を有する。その際、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど関係者の個人情報に十分配慮しなければならない。アンケートをとった場合については、いじめられた生徒又はその保護者にその結果を提供する場合があることを調査に先立ち、生徒並びにその保護者に説明するなどの措置が必要である。

調査を行う者は、知り得た情報を漏らしてはならないのは言うまでもないが、同時に、いたずらに個人情報保護を盾に、説明を怠ることがあってはならない。

以上の事柄については、再調査の場合も同様である。





別紙 3

1 いじめられている生徒のサイン（例）

いじめられている生徒は自分から言い出せないことが多い。だからこそ、多くの教員の目で多くの場면을観察することで、小さなサインを見逃さないようにしなければならない。大切なのは気付くことができるかどうかで、普段から生徒をよく見てしっかり関わっていることが重要になる。

場面	サイン（例）
登校時 朝のSHR	・遅刻欠席が増える。その理由を明確に言わない。 ・教員と視線が合わず、うつむいている。 ・他の生徒からの言葉がけがほとんど見られない。 ・体調不良を訴える。 ・提出物を忘れたり、期限に遅れたりする。 ・担任が教室に入室後、遅れて入室する。
授業中	・保健室・トイレに行くようになる。 ・忘れ物が目立つ。 ・机の周りが乱雑になっている。 ・決められた座席と違う席に着いている。 ・教科書やノート、持ち物に汚れがある。 ・発言すると周囲の生徒の反応が不自然である。 ・突然個人名が出される。
休み時間等	・弁当にいたずらをされる。 ・昼食を自分の席で食べない。 ・用のない場所にいることが多い。 ・ふざけ合っているが、表情がさえない。 ・衣服が汚れている。 ・一人で清掃している。
放課後等	・慌てて下校する。または用もないのに学校に残る。 ・持ち物がなくなったり、持ち物にいたずらされたりする。 ・一人で部活動の準備や片付けをしている。

2 いじめている生徒のサイン（例）

いじめている生徒がいることに気付いたら、より積極的に生徒の中に入り、コミュニケーションを増やし、状況を把握する。

サイン
・教室等で仲間同士が集まり、ひそひそ話をしている。 ・ある生徒にだけ周囲が異常に気を遣っている。 ・教員が近づくと、不自然に分散したりする。 ・自己中心的な行動が目立ち、ボスの存在の生徒がいる。

別紙 4

1 教室でのサイン（例）

教室内がいじめの場所となることが多い。教員が教室にいる時間を増やしたり、休み時間に廊下を通る際に注意を払ったりするなど、サインを見逃さないようにする。

サイン
・嫌なあだ名が聞こえる。 ・席替えなどで近くの席になることを嫌がる。 ・何か起こると、特定の生徒の名前が出る。 ・筆記用具等の貸し借りが多い。
・壁等に落書きがある。 ・机や椅子、教材等が乱雑になっている。

2 家庭でのサイン（例）

家庭でも多くのサインを出している。生徒の動向を振り返り、確認することでサインを発見しやすくなる。以下のサインが見られたら、学校との連携が図れるよう保護者に伝えておくことが大切である。また、こうしたサインがないか、家庭にたずねることも必要になる。

サイン
・学校や友人のことを話さなくなる。 ・友人やクラスの不平・不満を口にするが多くなる。 ・朝、起きてこないなど、学校に行きたがらなくなる。 ・電話に出たがらなかったり、友人からの誘いを断ったりする。 ・受信したメールをこそこそ見たり、電話におびえたりする。 ・友人に頻繁に呼び出されるなど振り回されているように感じる。 ・遊ぶ友達が急に変わる。 ・部屋に閉じこもったり、家から出なかったりする。 ・感情の起伏が激しくなり、言動が乱暴になったりする。 ・親の留守に友達がよく訪ねてくるようになる。
・理由のはっきりしない衣服の汚れがある。 ・理由のはっきりしない打撲や擦り傷がある。 ・食欲不振・不眠を訴える。
・学習時間が減る。 ・成績が下がる。
・持ち物がなくなったり、壊されたり、落書きされたりする。 ・自転車がよくパンクする。 ・家庭の品物、金銭がなくなる。 ・大きな額の金銭を欲しがる。 ・嫌がらせや誹謗中傷の内容が書かれたメモが見つかる。

※子どもが「いじめをしているかもしれない」視点を持つことも大切。

- ・言葉遣いが荒くなる。・人をばかにする。・言うことをきかない。
- ・買った覚えのないものを持っている。 など